

第4回 倉敷市教育委員会議事録

1 開催期日	令和4年3月24日(木)		
2 開会及び閉会時刻	開会時刻 14時00分 閉会時刻 14時53分		
3 場所	教育委員室		
4 出席者	井上正義		
	難波弘志		
	大原あかね		
	仁科正己		
	沼本浩彰		
5 会議に出席した事務局又は教育機関の職員の職氏名			
職名	氏名	職名	氏名
教育次長	黒瀬敏弘	次長	山本明
参事	辻一幸	課長	長野渉
参事	小野敏	課長補佐	堀内秀和
部長	笠原和彦		
参事	三宅香織		
部長	三宅健一郎		
参事	三谷育男		
次長	根岸正治		
6 教育長等の報告			
.....			

7	議題	議案第11号	代理の承認を求めることについて（市費職員の人事異動について）
		議案第12号	代理の承認を求めることについて（令和3年度末倉敷市立高等学校教職員（管理職）人事異動の内申について）
		議案第13号	倉敷市教育委員会行政組織規則の改正について
		議案第14号	倉敷市教育委員会職務権限規程の改正について
		議案第15号	倉敷市教育委員会公印規則の改正について
		議案第16号	倉敷市教育委員会の特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の改正について
		議案第17号	倉敷情報学習センター条例施行規則の廃止について
		議案第18号	倉敷市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与の手續に関する規則の改正について
		議案第19号	倉敷市立小学校および中学校通学区域に関する規則の改正について
		議案第20号	岡山県倉敷市立高等学校学則の改正について
		議案第21号	倉敷市立幼稚園園則の改正について
		議案第22号	倉敷市学校給食共同調理場条例施行規則の改正について
8	議事の概要、質問した者の氏名及びその要旨並びに議決事項		
			別紙のとおり

9 傍聴の状況

公開

傍聴人 1名

議事録者氏名 堀内 秀和

議事録署名委員

教育長 井上 正義

委員 沼本 浩彰

〈教育長〉 それでは只今から、教育委員会を開催いたします。

只今のご出席は5名、会議は成立いたしました。

まず、前々回2月10日開催の教育委員会議事録についてでございますが、各委員の皆様におかれましては、内容をご確認いただきましたでしょうか。

〈各委員〉 はい。

〈教育長〉 前々回2月10日の議事録につきまして、承認することにご異議ございませんか。

〈各委員〉 はい。

〈教育長〉 ご異議ないようですので、前々回の議事録を承認することといたします。

前回の会議録につきましては、恐れ入りますが、次回の会議の際にご確認をいただくこととさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、議案第12号「代理の承認を求めることについて（令和3年度末倉敷市立高等学校教職員（管理職）人事異動の内申について）」は、倉敷市教育委員会会議規則第13条に基づき、非公開で最後に審議することとし、その他は公開としてよろしいでしょうか。

〈各委員〉 はい。

〈教育長〉 ご異議ないようですので、議案第12号は非公開で最後に審議することとし、その他は公開とすることに決定いたしました。

本日の傍聴者は1名です。傍聴者は倉敷市教育委員会傍聴人規則に従って傍聴をお願いします。

それでは審議に入ります。議案第11号「代理の承認を求めることについて（市費職員の人事異動について）」のご説明を、辻参事、お願いします。

〈辻参事〉 教育委員会参事の辻でございます。

議案第11号「代理の承認を求めることについて（市費職員の人事異動について）」ご説明いたします。当日配付資料の1ページをご覧ください。本議案は、事前に教育委員会にお諮りすることができず、教育長が事務処理を代理いたしましたので、承認をお願いするものでございます。

まず、今回の市全体の令和4年度の人事異動についてからお話しをさせていただきます。こちら、少子高齢化や今後の人口減少社会に立ち向かい、デジタル社会の構築や都市機能の強化など活力ある社会を実現するとともに、ワクチン接種をはじめとする新型コロナウイルス感染防止対策を引き続き強化し、安心の確保と持続的成長に向けた取り組みを強力に推進していくため、業務執行体制の充実・強化につながる人事異動として実施されております。そのような中、教育委員会の人事異動といたしましては、GIGAスクール構想の実現に向けた学校教育のICT化への取り組みや、生涯学習施設のICT環境の整備を強力に推進していくため、教育委員会教育企画総務課情報学習センターを教育ICT推進課として課長級組織に格上げし、同課に職員2名を増員しております。

2ページをお願いいたします。人事異動概要のうち、上側の表「1 教育委員会・事務局関係」では、内部異動、転入・転出、新採用などで異動のあった職員総数は、表の最終行の計のとおり115人で、うち16人が昇任でございます。次に、下の表「2 学校・幼稚園関係」では、異動のあった職員総数は70人で、うち1人が昇任でございます。

次の3ページは、指導主事関係の人事異動概要でございます。

また、4ページからは、課長補佐級以上の昇任、退職等を含む異動者の一覧表でございます。なお、個別の説明は、省略をさせていただきます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。ご承認のほど、よろしくお願いいたします。

〈教育長〉 ありがとうございます。それでは、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

〈大原委員〉 今、様々なところで若返りというのが言われていると思います。そういった中では、やはり、飛び級というか、そういった形で昇進していくというようなこともあると思うんですけど、今回、若くて抜擢された方というのは、何人くらいいらっしゃいますか。

〈辻参事〉 教育委員会参事の辻でございます。

大原委員が言われたような、飛び級ということはございません。やはり経験年数でありますとか、職に相応しい能力でありますとか、実績を持った職員が昇任ということになっております。

〈大原委員〉 昨今、年齢が若い人も一緒にするというのがダイバーシティだと言われていると思いますし、なかなか性別でいうのもナンセンスかもしれませんが、女性が上級職になるには、やはりそういったところが柔軟にならないと難しいかと思います。これからの未来を担う子どもたちの担当だからこそ、やはりそのあたりも柔軟にする方がいいのではないかと思うので、また今後、ぜひご検討ください。

〈教育長〉 よろしくお願ひします。他はよろしいでしょうか。

それではお諮りをいたします。

議案第11号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

ご異議ないようですので、議案第11号は可決することに、決定をいたしました。

続きまして、議案第13号「倉敷市教育委員会行政組織規則の改正について」のご説明を、辻参事、お願いします。

〈辻参事〉 教育委員会参事の辻でございます。

議案第13号「倉敷市教育委員会行政組織規則の改正について」ご説明申し上げます。

説明に先立ちまして、事前に配布いたしました資料の12ページをご覧ください。こちらは、本年2月に出されました「令和4年度 倉敷市行政組織改正 基本方針」でございますが、項番4が「教育ICT推進課」について、項番5が保健体育課への「給食施設整備係」の新設についてでございます。

1ページにお戻りください。倉敷市教育委員会行政組織規則の改正につきましては、これらの組織改正を踏まえ、規定の整備を行うとともに、事務分掌につきまして、教育企画総務課に「幼稚園、小学校及び中学校の適正配置に関すること。」及び「高等学校の再編整備に関すること。」を追加いたします。

次に、2ページをお願いいたします。新設する教育ICT推進課の事務分掌を追加し、情報学習センターの事務分掌を削除いたします。また、生涯学習課の事務分掌に「社会教育施設の再編整備に関すること。」を追加いたします。

詳細につきましては、3ページからの新旧対照表をご覧ください。

ここで1点訂正をさせていただきます。3ページの表の中でございますが、ちょうど真ん中あたりに「教育施設整備係」とございます。こちら、正しくは「給食施設整備係」でございます。訂正してお詫び申し上げます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

〈教育長〉 ありがとうございます。それでは、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

〈難波委員〉 12ページのところで、2月に「令和4年度 倉敷市行政組織改正 基本方針」を公表し、「4 教育委員会におけるICTの活用推進」ということで、今回も組織の改正があるようですが、やはり、今、言われているICT活用推進への熱意が感じられます。そこで今回の人事異動ですが、教育委員会全体の人員の増減について教えていただければと思います。それから、予算の増減についても教えていただければと思います。

〈辻参事〉 教育委員会参事の辻でございます。

教育ICT推進課につきましては、2名の増員ということになってございます。全体の増減と予算については手元に資料がございませんので、後ほど回答させていただきます。

〈教育長〉 それでは、また後ほどお願いします。他にはよろしいでしょうか。

〈大原委員〉 細かいことなのですが、2名増員とおっしゃいました。先般、私が質問したときに、情報学習センターから中学校に異動した方がおられましたよね。その方が減っているのです、実質1名増なのか、この方の分を補ってさらに2名増なのか、どちらですか。

〈笠原部長〉 学校教育部の笠原です。

昨年度、途中人事で中学校担当の指導主事を1人現場に出したことについては、来年度、きちんと補充ができる予定です。それ以外で2名増となっている状況です。

〈大原委員〉 分かりました。ありがとうございます。



〈教育長〉 他にご質問等ございましたら。

それではお諮りをいたします。

議案第13号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

ご異議ないようですので、議案第13号は可決することに、決定をいたしました。

続きまして、議案第14号「倉敷市教育委員会職務権限規程の改正について」のご説明を、辻参事、お願いします。

〈辻参事〉 議案第14号「倉敷市教育委員会職務権限規程の改正について」ご説明申し上げます。当日配布資料の8ページをご覧ください。改正理由の方は12ページでございます。10ページをお願いいたします。改正理由でございますが、プロポーザル方式等による2億円以上の建設工事の施工に係る契約につきまして、契約課への合議を必要とするため、並びに就学援助の給付決定に係る個別専決事項を付与することにより事務の迅速化を図るなどのため、改正するものでございます。

次に、主な改正内容についてでございますが、13ページからの新旧対照表をご覧ください。

まず、プロポーザル方式等に係るものにつきましては、新旧対照表の14ページから16ページにありますとおり、2億円以上の建設工事の施工を目的とする契約で、プロポーザル方式又はコンペ方式による場合に、契約課への合議を必要とするものでございます。

次に、修学援助に係るものにつきましては、新旧対照表の18ページから19ページにありますとおり、現在3千万円を超える場合は、副市長又は市長の決裁が必要でございますが、事務の迅速化を図るため、修学援助の給付決定については、学事課長及び保健体育課長に個別に権限を付与するものでご

ございます。こちらの改正につきましては、市長部局におきましても同様の改正を行っているものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

〈教育長〉 ありがとうございます。それでは、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

それではお諮りをいたします。

議案第14号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

ご異議ないようですので、議案第14号は可決することに、決定をいたしました。

続きまして、議案第15号「倉敷市教育委員会公印規則の改正について」のご説明を、辻参事、お願いします。

〈辻参事〉 教育委員会参事の辻でございます。

議案第15号「倉敷市教育委員会公印規則の改正について」ご説明いたします。事前に配布しております資料の13ページからでございます。改正理由でございますが、行政組織改正により倉敷情報学習センターを廃止すること、霞丘小学校の廃止及び赤崎幼稚園の味野幼稚園への統合に伴い、該当する公印を廃止するものでございます。

詳細につきましては、15ページから18ページの新旧対照表をご確認いただけますよう、よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

〈教育長〉 ありがとうございます。それでは、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

それではお諮りをいたします。

議案第15号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

ご異議ないようですので、議案第15号は可決することに、決定をいたしました。

続きまして、議案第16号「倉敷市教育委員会の特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の改正について」のご説明を、辻参事、お願いします。

〈辻参事〉 教育委員会参事の辻でございます。

議案第16号「倉敷市教育委員会の特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の改正について」ご説明いたします。資料の19ページからでございます。改正理由でございますが、行政組織改正により設置する「教育ICT推進課」に勤務する職員の勤務時間等につきまして、教育委員会事務局に勤務する職員と同様とするため、改正するものでございます。先程ご議決をいただきました、議案第13号「倉敷市教育委員会行政組織規則」にて、「教育ICT推進課」を事務局として規定いたしましたので、「教育ICT推進課」の勤務時間等は事務局職員と同様となっております。20、21ページの新旧対照表をご覧ください。こちらにお示ししておりますとおり、「倉敷情報学習センター」を「教育ICT推進課」に置き換える改正ではなく、廃止に伴い削除するという改正内容でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

〈教育長〉 ありがとうございます。それでは、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

それではお諮りをいたします。

議案第16号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

ご異議ないようですので、議案第16号は可決することに、決定をいたしました。

続きまして、議案第17号「倉敷情報学習センター条例施行規則の廃止について」のご説明を、辻参事、お願いします。

〈辻参事〉 教育委員会参事の辻でございます。

議案第17号「倉敷情報学習センター条例施行規則の廃止について」ご説明申し上げます。引き続き、資料の22ページをお願いいたします。改正理由でございますが、行政組織改正により倉敷情報学習センターを廃止することに伴い、本規則を廃止するものでございます。先だつての委員会におきましては、情報学習センターの条例の廃止のご議決をいただいております。それに関連しまして、その施行規則を廃止するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

〈教育長〉 ありがとうございます。ご質問等ございましたら、お願いいたします。

今まではライフパーク倉敷に事務所があったのですが、今度は本庁の9階へ移ることとなるのでしょうか。

〈辻参事〉 場所はそのままで、変わりはありません。組織上の規定として、教育委員会事務局内に設置されるということになります。

〈教育長〉 今度は、市民学習センターのように、何日間かこちらと兼務をかけて、こちらへ来てもらうようなこともあり得るわけですね。

〈辻参事〉 それはあり得ることになります。

〈教育長〉 分かりました。他にご質問等ございましたら。

それではお諮りをいたします。

議案第17号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

ご異議ないようですので、議案第17号は可決することに、決定をいたしました。

続きまして、議案第18号「倉敷市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則の改正について」のご説明を、辻参事、お願いします。

〈辻参事〉 教育委員会参事の辻でございます。

議案第18号「倉敷市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則の改正について」ご説明申し上げます。資料の23ページをお願いいたします。改正理由でございますが、行政手続法に基づき教育委員会が行う聴聞又は弁明の機会の付与の手続に関し、必要な事項を定めております本規則につきまして、聴聞調書及び弁明調書への押印を不要とするため、改正するものでございます。この改正は、令和2年7月に閣議決定されました、規制改革実施計画において、法令等又は慣行により押印を求めているもの等について、恒久的な制度的対応として、法令の改正を行う事とされていることを踏まえて実施されました、総務省聴聞手続規則の一部改正などを勘案し、実施するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

〈教育長〉 はい、ありがとうございました。それでは、ご質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

〈大原委員〉 記名押印しなくても確認したということは何か書類に残るんですか。

〈辻参事〉 教育委員会参事の辻でございます。

国の総務省の聴聞手続規則の一部改正で、押印を不要にしている改正が行われているんですけど、その理由としましては、紙だけに関わらず、デジタル書類の提出でありますとか、そういったことが今後、増えてくるということも踏まえまして、押印を不要としているということでございました。ですの

で、確認手続きは従来と同じでございますけども、押印の手続きは、廃止の流れになってきておりますので、それを踏まえての改正ということでございます。

〈大原委員〉 弁明者というのは、どちらかというと弱い立場の方なのではないかと思うんです。弁明をするので。その方が言ったことを確認したという記録が残ることというのは、弁明者の権利を守るためには重要なのではないかと、私は考えてしまいます。もちろん、デジタルのものがいろいろ出てくるので、押印でないといけないとは思わないのですが、弁明者の内容の確認をしたという何か残った方が安心ではないかと考えるのですが。

〈辻参事〉 もちろん、書類としては保管をいたします。それから、例えば、行政庁の不利益処分に係るもの、かつ弁明あるいは聴聞でございますので、処分を受けた者が提出する書類ということで、確認手続きが必要ということはよく分かります。ちょっと、そこの手続きにつきましては、もう一回確認させていただきたいと思いますが、押印が省略されたから、たちまち確認行為がなくなっているということではないと考えております。手続は確認させてください。

〈教育長〉 大原委員は、本人への確認方法についてお尋ねだと思いますので、分かりましたら教えてください。

他に何かご質問等ございましたら、

それではお諮りをいたします。

議案第18号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

ご異議ないようですので、議案第18号は可決することに、決定をいたしました。

続きまして、議案第19号「倉敷市立小学校および中学校通学区域に関する規則の改正について」のご説明を、笠原部長、お願いします。

〈笠原部長〉 学校教育部の笠原です。

資料25ページからをご覧ください。議案第19号「倉敷市立小学校および中学校通学区域に関する規則の改正について」、承認を求めるものでございます。27、28ページに「新旧対照表」の小学校分を付けております。28ページのちょうど真ん中あたりのちょっと上に切れ目がありますが、その右端「旧」の方へ「霞丘小学校」があると思うんですけど、簡単に申しますと「霞丘小学校」の閉校に伴って、若干の微調整はあるものの、「霞丘小学校」開校前の通学範囲に倣い、児童の居住地によって「連島西浦小学校」、「連島北小学校」に学区を戻したということでございます。そのことに伴いまして、28ページの中段から29ページまでにかけて通う中学校も、「連島北小学校」の子どもは「倉敷第一中学校」の方へ、「連島西浦小学校」の子どもは「連島中学校」の方へ通うこととなります。このことにつきましては、「霞丘小学校」閉校後の通学区域について、市議会議員、倉敷市PTA連合会の代表者、小中学校長会の代表者、学識経験者、その他委員が必要と認める者で組織します「倉敷市立小、中学校学区審議会」に諮問し、「書面会議」という形で審議の上、答申をいただいております。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

〈教育長〉 ありがとうございます。それでは、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

〈大原委員〉 通学路というのは、その学区の子どもたちが安全に通えるように整備されていることと思います。今まで、「霞丘小学校」に行くために整備されていた通学路とは別の道を通って新しい学校に通うと思うんですが、その通学路

は、歩道がないなど、子どもたちが通うのに不安な道ではないということを、確認させてください。

〈笠原部長〉 学校教育部の笠原です。

この度の改定は、通学区域を元に戻しましょうということです。本来でしたら3つの小学校に通っていた区域の人口が増えたことがあり「霞丘小学校」を建てましたが、児童数が1ケタになって閉校したことに伴って、通学区域を元に戻しております。通学路については、地域の議員の方、それから土木委員の方、コミュニティ協議会の会長さんと一緒に歩いて、ここを歩いて行くことになるだろうと、当然、防犯灯のこともございまして、そこは確認ができております。

〈大原委員〉 ありがとうございます。

〈沼本委員〉 今、「霞丘小学校」のことが載っていると思うんですが、休校になっている「琴浦北小学校」は載ってないのは、休校と廃校の違いの差でしょうか。

〈笠原部長〉 学校教育部の笠原です。

さようございます。休校ですので、何年か様子を見ることになります。そこに在学していた子どもは、数名いるんですけど、今のところ、送り迎えをするような形で通うということを保護者の方と話しをしております。閉校にはしておりませんので、例えば、住宅地ができて、人が増えて、何人か通うとなるとなったら、また、それは開けなければならない可能性もゼロではないと考えています。

〈難波委員〉 例えば、新しく小学校を作らないといけないときなど、学区割の原則というのが何かあるでしょうか。新設するときにはどのように学区を決めるのでしょうか。



〈教育長〉 「大高小学校」と「葦高小学校」から「倉敷南小学校」ができたときが、直近だと思います。このときも、地元でいろんなご意見を伺いながら区割りをした記録が残っていると思うので、確認しておいてください。

〈仁科委員〉 統廃合ってというのは、これから人口の関係もあって、どうしても議論しなければいけないことがどんどん増えてくると思うんですけども、それはもうどんどん進めれば私はいいと思います。小学校で学区を変えようと思ったら本当に大変だなというふうに思ったのですが、例えば、28ページにあります、「倉敷市立霞丘小学校」の学区であった、鶴の浦1丁目ですが、小学校の学区を変えると、中学校の学区まで変わるようなことも起こるんだなと思いました。統廃合については、勇気を持って進めればよいのではないかなと思う一方、もう子どものときからデジタルに慣れ親しんだというか、最初にその世界をものすごく知った子たちですので、学校に通学するだけではなく他にどういう形がとれるのかということも含めて議論をされてもいいのではないかなと思いました。

〈笠原部長〉 学校教育部の笠原です。

いつも大原委員から、「学びの多様性」のことについてご示唆をいただきますが、今都市部で進んでいるように、本当に学校へ来ることが本当に必要なのかということの議論も当然あります。また、過少規模校だけではなくて、過大規模校の課題も大きな問題になっています。ただ、住宅を建てた人からいうと、「私はこの学区へ通うためにここへ新築した」となったときには、なかなか学区の線引きを途中で変えることは難しくなってきます。それから、周辺部のいわゆる小規模校の統廃合への対応もあります。これらの課題に対応するために学校規模、適正配置について、十分に議論を尽くしていきたいと考えています。

〈教育長〉 他にご質問、ご意見等ございましたら。

それではお諮りをいたします。

議案第19号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

ご異議ないようですので、議案第19号は可決することに、決定をいたしました。

続きまして、議案第20号「岡山県倉敷市立高等学校学則の改正について」のご説明を、笠原部長、お願いします。

〈笠原部長〉 学校教育部の笠原です。

資料30ページをご覧ください。議案第20号「岡山県倉敷市立高等学校学則の改正について」、承認を求めるものでございます。これは「岡山県倉敷市立玉島高等学校」が、令和6年度末の閉校を予定していることから、現在、「岡山県倉敷市立高等学校学則」に定められております「岡山県倉敷市立玉島高等学校」の「商業科」の修業年限を「3年以上」から「3年」とするためのものでございます。資料31ページには、「岡山県倉敷市立高等学校学則別表」の「新旧対照表」を載せております。

説明は以上です。ご審議のほど、お願いいたします。

〈教育長〉 ありがとうございます。それでは、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

〈沼本委員〉 令和6年度末の閉校ということですが、生徒の在籍状況はどのようになりますか。

〈笠原部長〉 令和4年度は募集をしておりますので3年生まで在籍しております。令和5年4月になりますと、2、3年生しかおりません。もうここから募集をしません。令和6年4月は3年生しかおりませんので、令和6年度末、つまり、令和7年3月で、この玉島高等学校は閉校するということです。

〈教育長〉 玉島高等学校は、今年が募集の最後ということですね。

〈笠原部長〉 そういう意味です。

〈大原委員〉 前にもご説明いただいたと思うんですが、玉島高等学校で留年した生徒は統合された学校の方に行くんですか。

〈笠原部長〉 留年をしないように、いろいろ補講をしたり、テストをしたりしながら、単位を取らせていくようなことを学校としては考えています。どうしても辞めなくてはいけないというようなことになった場合は、今、取得している単位をもって、通信などで高校卒業の免状が取れるように進路指導をしていくということになっています。留年したからどこかの学校へということは、今のところ考えておりません。

〈大原委員〉 ということは、例えば、病気をしたりとか、怪我をしたりして、出席日数が足りず留年せざるを得ない子も、通信などで対応するというのであれば、玉島高校で卒業するということは、今のところ考えられていないということですか。

〈笠原部長〉 今のところ考えていません。

〈大原委員〉 なるほど、分かりました。考えていただけると嬉しいです。

〈笠原部長〉 実は留年せざるを得ない生徒もいますので、十分に説明をしながら、進路変更などの指導をしているという状況でございます。

〈教育長〉 例えば、市立高校内での転校は、条件が合えば可能だということですね。

〈笠原部長〉 学校同士のやり取りはあるようです。

〈教育長〉 転校については、手続き上はできるということですか。

〈笠原部長〉 工業科とかはちょっと難しいんですけど、商業科とか普通科であれば、同じ科内であれば、できないことはないです。

〈教育長〉 方法は、たくさんあるということですね。

〈笠原部長〉 あります。

〈教育長〉 他はよろしいでしょうか。

それではお諮りをいたします。

議案第20号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

ご異議ないようですので、議案第20号は可決することに、決定をいたしました。

続きまして、議案第21号「倉敷市立幼稚園園則の改正について」のご説明を、笠原部長、お願いします。

〈笠原部長〉 学校教育部の笠原です。

資料32ページをご覧ください。議案第21号「倉敷市立幼稚園園則の改正について」、承認を求めるものでございます。これは、「倉敷市立庄幼稚園」の「認定こども園」への移行及び「倉敷市立赤崎幼稚園」の「倉敷市立味野幼稚園」への統合のため、規則を改正するものでございます。

33ページ、34ページには、「新旧対照表」を載せておりますのでご覧ください。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

〈教育長〉 ありがとうございます。それでは、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

幼稚園は園則があり、保育園は保育園の条例がありますが、「認定こども園」はどこが所管しているのでしょうか。

〈笠原部長〉 教育委員会ではありませんが…

〈教育長〉 何かに規定されているはずなので、分かりましたら教えてください。

それでは、他にご質問等ございましたら。

それではお諮りをいたします。

議案第21号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

ご異議ないようですので、議案第21号は可決することに、決定をいたしました。

続きまして、議案第22号「倉敷市学校給食共同調理場条例施行規則の改正について」のご説明を、三宅参事、お願いします。

〈三宅参事〉 学校教育部参事の三宅です。

議案第22号「倉敷市学校給食共同調理場条例施行規則の改正について」ご説明をさせていただきます。配布資料35ページをご覧ください。このページの下の方にありますように、倉敷市学校給食共同調理場条例施行規則の第2条別表というところに、調理場が給食を提供する対象校を定めております。37ページに「新旧対照表」がありますので、ご覧ください。この度、倉敷中央学校給食共同調理場の受配校である倉敷市立霞丘小学校が令和4年3月末の廃止となるのに伴いまして、対象校から削除するものでございます。説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

〈教育長〉 ありがとうございます。それでは、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

この受配校は、例えば、児童生徒数の推移であるとか、学校の統廃合によって見直すことは、将来的にはあり得るのでしょうか。

〈三宅参事〉 推計の方は毎年確認しております。中央調理場に余裕があれば、今後、できてくる調理場との間で調整することも可能性としてはあると思います。

〈教育長〉 ありがとうございます。他にご質問等ございましたら。

それではお諮りをいたします。

議案第22号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

ご異議ないようですので、議案第22号は可決することに、決定をいたしました。

次に、報告事項に移ります。

「令和4年度倉敷市立高等学校入学者選抜実施要項の改訂について」のご説明を、笠原部長、お願いします。

〈笠原部長〉 学校教育部の笠原です。

当日配布資料の21ページと「令和4年度倉敷市立高等学校入学者選抜実施要項」をご覧ください。「1 改訂の理由」の中にありますが、文部科学省からの通知の中で、「新型コロナウイルス感染症」の拡大によりまして、受検生が受検機会を失うことのないよう、「追検査」等による柔軟な対応が求められたことから、要項の一般入学者選抜〔第Ⅱ期〕において、「追検査」の項目を追加する必要性が生じたため、要項を改訂いたしました。改訂につきましては、一般入学者選抜〔第Ⅰ期〕に準じて、別冊子の実施要項8ページの一番下の「9 追検査」というところから、9ページ全体を追加した形となっております。ちなみに〔第Ⅰ期〕では、「追検査」のことは初めから記入しておりましたが、〔第Ⅱ期〕についても、特に感染症の拡大が認められたこともあって、国からの指示でこれを追加いたしました。本年度、〔第Ⅱ期〕の「追検査」の対象者はおりませんでした。来年度もまだ同じようなことが予想されますので、そのままこの要項に残しておきたいと考えております。報告は以上です。

〈教育長〉 ありがとうございました。それでは、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

それでは、以上で、非公開案件を除く議題は終了いたしました。最後に、難波先生の方からコロナの対応につきまして、御教示いただけたらと思います。

〈難波委員〉新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が出現して2年以上が経過しましたが、このウイルスは変異を繰り返し、現在、やっとおмикロン株による第6波が収束に向かっていると感じているところです。

約1年前の教育委員会会議で、令和3年中には日本でもワクチン接種が進み、令和3年度の卒業式は通常どおりに行うことができるのではないかと予測した発言をしましたが、全く当たっていないことが残念です。

現在のオмикロン株の流行は、10歳未満の小児に多くの感染者が発症していますが、これまでどおり、3密を避ける、手洗いの励行、マスクの着用など、基本的な対策を続けていただければよいと考えています。

倉敷市でも、3月12日より5歳以上12歳未満の小児に対して、ワクチン接種が開始されました。小児は比較的軽症であると言われていますが、当院でも多くの小児の患児を診断しましたが、高熱が2日くらいは続き、インフルエンザ以上に重症感のある小児も多く見られました。また、罹患した後の後遺症のことも危惧されています。厚労省のホームページに掲載されている資料や、かかりつけの先生の意見を参考にワクチン接種を検討していただければと思っています。

令和4年度には、成人のワクチンの3回目の接種が進み、また、小児のワクチン接種率がこのまま上がっていけば、通常の経済活動も取り戻せ、これまでどおりの普通の学校生活が行えるようになるのではと期待しています。

昨日、Webで講演会があったのですが、感染免疫に詳しい先生が、「来年は大丈夫でしょう」というふうな発言をされて、ちょっとほっとしたことも

ありました。現在のオミクロン株のBA. 2系統はステルスオミクロン株と言われていますけど、感染力は少し強くなっていて、潜伏期間も半日ぐらい短くなっていると言われています。第7波の流行が来なければ、令和4年度中には、たぶんこのまま収束して行って、1年後の卒業式には普通どおり出席しているいろんなことができる状況になると期待しています。以上です。

〈教育長〉 ありがとうございます。収束宣言をしたイギリスでは、また感染者が増加しているようですが、やはり今のこの体制はしばらくは続けた方がいいのでしょうか。

〈難波委員〉 マスクもすぐには外さずに着けていた方がいいのではないかと考えています。

〈教育長〉 例えば、学級に1人でも感染者が出たら3日間は学級閉鎖とし、担任も自宅待機としていますが、このこともしばらくは続けた方がいいのでしょうか。

〈難波委員〉 この2月、3月の流行を抑えられたので効果があったと思います。これから春休み、5月の連休と続きますので、まだ緩めない方がいいと思っています。

〈教育長〉 やっぱり去年と同じように、連休明けは増える可能性が高いんですかね。

〈難波委員〉 ヨーロッパでは、BA. 2に置き換わっていつている国も多いようですが、まだ日本ではそこまで広がっていません。ワクチンはBA. 2に対しても効果がある程度あると言われています。

〈教育長〉 ワクチンの4回目も検討されているようですが。

〈難波委員〉 これからのBA. 2の感染状況次第だと思いますが、国でしっかり議論して決めていただけたらと思います。

〈教育長〉 分かりました。また、状況が変わったらご指導いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

他の委員さん、あるいは事務局の方で何か、コロナ対応で困られていることとかもしありましたら。



それでは、何もないようですので、議案第12号を非公開で行いたいと思  
いますので、関係者以外の方のご退席をお願いします。